

中原区地域福祉計画推進検討会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中原区地域福祉計画推進検討会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (4) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) その他区長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、地域福祉計画の計画期間とし、必要に応じて開催することとする。

(関係者の出席)

第5条 会議は必要があると認めるときは関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱の廃止)

2 中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。